

取締役・従業員へ付与したストックオプション

～税制適格要件を満たしていますか？～

取締役・従業員へ付与したストックオプションであっても、一定の要件を満たしていない場合には、税制上の優遇措置（税制適格ストックオプション）を受けることができません。

ストックオプションに対する課税

税制適格の場合

売却時点で課税：キャピタルゲインに対して課税（税率 10%）

税制非適格の場合

行使時点でも課税：含み益に対して給与所得課税（最高税率 50%）

コンサルタントをお願いしたのに、証券会社のアドバイスで行ったのに。それでも税制適格の要件を満たしていない事例が散見されます。

税制適格の要件を満たしていない主な事例

発行済株式数の3分の1超を有するオーナー経営者等に付与しているケース(未公開の場合)
年間の権利行使総額を1,200万円以下に制限していないケース
権利行使の開始時期を付与決議の日から2年以内に行っているケース
権利行使の終了時期を付与決議の日から10年超に行っているケース
税制適格ストックオプションの適用要件は、「割当契約書」に定める必要があります。

税務署へ調書を提出していますか？

税制適格ストックオプションを付与した会社は、「特定新株予約権等の付与に関する調書」を当該ストックオプションを付与した日の属する年の翌年1月31日までに、本店所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

税務上のトラブルを避けるためにも、ストックオプションの税制適格要件を満たしているかどうかにつき、再度確認することをお勧めいたします。

TFPビジネスソリューションでは、貴社の発行したストックオプションが税制適格要件を満たしているかどうかにつき、無料診断を行っています。

会社名：TFPビジネスソリューション株式会社

本社：東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト12F

TEL 03-5322-3257 FAX 03-5322-3374 URL <http://www.tfp-bs.net>

株主：TFPコンサルティンググループ株式会社(ヘラクレス：4792) 100%

事業内容：株式公開コンサルティング、株価算定・新株予約権評価、M&Aコンサルティングなど

問合せ先：野沢 nozawam@tfp-bs.net 吉川 yoshikawat@tfp-bs.net

本無料診断は、税制適格要件につき診断を行うものであり、税務上の取扱いにつき保証するものではありません。